

広域大和斎場組合議会本会議 会 議 録

令和7年第1回定例会（2月14日）

広域大和斎場組合議会議事録目次

2月14日（金）

開	会	4
会議録署名議員の指名		4
会期の決定		4
監査報告		4
議案の上程		5
議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	5
議案第2号	令和7年度広域大和斎場組合会計予算	5
質疑・討論・採決		7
閉	会	15

○

付議事件

議	案	19
全員協議会		47

令和7年広域大和齋場組合議会第1回定例会会期日程

日次	月日	曜日	開会時刻	摘 要
第1日	2月14日	金	午後2時	会議録署名議員の指名 会期の決定 監査報告 議案の上程 説明・質疑・討論・採決

1. 本日の出席議員

1 番	町	田	浩	文	議員
2 番	星	野		翔	議員
3 番	吉	澤		弘	議員
4 番	藤	枝	ふみ	ひこ	議員
5 番	吉	田	義	人	議員
6 番	伊	藤	多	華	議員
7 番	齊	藤	慶	吾	議員
8 番	上	田	博	之	議員
9 番	町	田	零	二	議員
10 番	高	久	良	美	議員
11 番	青	木	正	始	議員
12 番	森		英	之	議員
13 番	戸	澤	幸	雄	議員
14 番	熊	切	和	人	議員
15 番	古	市		正	議員

2. 本日の欠席議員

なし

3. 本日の組合側出席者

管 理 者	古 谷 田	力 君
副 管 理 者	佐 藤 弥	斗 君
〃	内 野	優 君
〃	橘 川 佳	彦 君
事 務 局 長	村 瀬 知	一 君
事 務 局 次 長	馬 場 一	永 君
総 務 係 長	岸 理	茶 君
施 設 管 理 係 長	平 野 功	一 君

4. 本日の議会職員出席者

書 記 長	石 川 正 道
書 記	小 日 山 隆 一

本日の議事日程

○令和7年広域大和齋場組合議会第1回定例会

○令和7年2月14日 午後2時開議

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	監査報告
日程第4 議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について
日程第5 議案第2号	令和7年度広域大和齋場組合会計予算

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名
会期の決定
監査報告
議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第2号 令和7年度広域大和齋場組合会計予算

午後2時22分 開会

○議長（熊切和人議員） ただいま出席議員は15人で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和7年広域大和斎場組合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

○

○議長（熊切和人議員） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、議長において、3番、吉澤 弘議員、9番、町田零二議員を指名いたします。

○

○議長（熊切和人議員） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

今期定例会の会期は本日1日と決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 御異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は本日1日と決しました。

○

○議長（熊切和人議員） 日程第3、監査報告につきましては、地方自治法第235条の2の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、例月出納検査の結果について、監査委員から報告がありましたので御了承願います。

○

令和7年2月6日

広域大和斎場組合議会

議長 熊 切 和 人 様

広域大和斎場組合監査委員 佐 藤 光 徳

広域大和斎場組合監査委員 古 市 正

例月出納検査結果の報告について（提出）

このことについて、地方自治法第235条の2第1項の規定により検査を実施したので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1. 監査等の種類 地方自治法第235条の2第1項の規定による検査
2. 検査対象 広域大和斎場組合会計
令和6年11月分・12月分
3. 検査の方法 この検査は、広域大和斎場組合監査基準に従い、会計管理者から提出された検査資料の計数の確認並びに当該計数と金融機関発行の残高証明書及び現金出納関係帳簿類との照合を行った。
4. 主な着眼点
 - ・計数は正確か。他の係数と一致しているか
 - ・現金等の保管状況は適正か
 - ・以前の検査における指導事項が改善されているか

5. 検査結果 令和6年11月分及び12月分の出納について検査を実施したところ、会計管理者から提出された諸表及び証拠書類等に記載された金額は、いずれも出納関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

なお、令和6年11月末日現在及び12月末日現在の収支状況は別表のとおりである。

別表

○ 歳計現金及び歳計外現金収支現計表

令和6年11月分

(単位：円)

種別	前月からの繰越額	当月収入額	繰替運用・一時借入額	当月支出済額	当月末残高
歳計現金	87,132,329	39,782,567	0	34,759,086	92,155,810
歳計外現金	2,544,500	640,476	0	640,476	2,544,500
合計	89,676,829	40,423,043	0	35,399,562	94,700,310

令和6年12月分

(単位：円)

種別	前月からの繰越額	当月収入額	繰替運用・一時借入額	当月支出済額	当月末残高
歳計現金	92,155,810	56,442,539	0	30,840,082	117,758,267
歳計外現金	2,544,500	1,960,781	0	2,505,281	2,000,000
合計	94,700,310	58,403,320	0	33,345,363	119,758,267

○議長（熊切和人議員） 日程第4、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について及び日程第5、議案第2号、令和7年度広域大和斎場組合会計予算、以上2件を一括議題に供します。

直ちに提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔古谷田 力管理者 登壇〕

○古谷田 力管理者 ただいま議題となりました付議事件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございまして、廃止となる「懲役」及び「禁錮」の文言を、「拘禁刑」に改める条文の整備を行うものでございます。

また、附則におきまして、条例の施行日を令和7年6月1日とするものでございます。

次に、議案第2号、令和7年度広域大和斎場組合会計予算でございますが、第1条につきましては、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6063万4000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算に示すとおりでございます。

第2条は、債務負担行為のできる事項などについて、第2表、債務負担行為により定めるものでございます。

第3条は、起債の目的などについて、第3表、地方債により定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高借入限度額を1億円と定めるものでございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終わりますが、細部につきましては事務局から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊切和人議員） 続いて、補足説明を求めます。——事務局長。

〔村瀬知一事務局長 登壇〕

○村瀬知一事務局長 議案第2号、令和7年度広域大和斎場組合会計予算について補足の御説明を申し上げます。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

1款負担金は3億5998万円で、前年度と比較いたしますと6612万円の増額でございます。構成市の負担額につきましては、説明欄のとおりでございます。

2款使用料は1億3726万9000円で、前年度と比較いたしますと425万円の増額でございます。

3款県支出金は2923万2000円で、前年度と比較いたしますと1076万3000円の増額でございます。説明欄に記載の3事業に係る県補助金でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

4款財産収入は11万4000円でございます。

5款繰入金は1700万円で、財政調整基金からの繰入れでございます。

6款繰越金は550万円で、前年度と比較いたしますと2950万円の減額でございます。

7款諸収入は3万9000円でございます。

8款組合債は1150万円で、前年度と比較いたしますと5660万円の減額でございます。式場棟受水槽更新事業に伴う起債でございます。

歳入につきましては以上でございます。

12ページ、13ページをお開きください。歳出について御説明申し上げます。

1款議会費は122万9000円でございます。

2款総務費は5億3999万8000円で、前年度と比較いたしまして682万1000円の増額となっております。

このうち、1項総務管理費1目一般管理費の5億3987万円につきましては、説明欄に掲げる事業コード別に御説明申し上げます。

01職員給与費につきましては、特別職の給料並びに一般職の職員の報酬、給料、職員手当等及び共済費でございます。

02事務管理経費は、派遣職員の給与費負担金及び事務の執行に係る経費でございます。斎場予約システム保守に係る経費など5529万2000円を計上いたしました。

14ページ、15ページをお開きください。

03施設管理運営経費のうち01火葬棟管理運営経費は、火葬棟の経常的な管理運営や保全に係る経費等を計上しております。主に火葬炉等の修繕や火葬業務委託に係る経費として1億5677万円を計上い

たしました。

02式場棟管理運営経費は、式場棟の経常的な管理運営や保全に係る経費を計上しております。設備の修繕に係る経費など4137万6000円を計上いたしました。

03その他の施設管理運営経費は、火葬棟、式場棟に区分ができない斎場全体に関わる経費でございます。主に光熱水費や設備の運転や警備などに係る経費として2億4720万7000円を計上いたしました。

16ページ、17ページをお開きください。

2項監査委員費は、例月出納検査等に係る委員報酬でございます。

3款公債費につきましては、組合債の元金償還金及び利子で、1840万4000円を計上しております。

4款予備費は、100万3000円でございます。

歳出につきましては以上でございます。

議案第2号につきまして、補足の説明は以上でございます。

○議長（熊切和人議員） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第1号外1件について質疑はありませんか。――8番、上田博之議員。

質問を許します。登壇の上、御発言ください。

〔8番（上田博之議員） 登壇〕

○8番（上田博之議員） それでは、令和7年度の会計予算について質疑をさせていただきます。5点ほどあります。

まず、8ページ、9ページの歳入の負担金についてお伺いをいたします。

昨年度の決算において光熱水費の負担が予測より低かったことによって、約5600万円が執行残となりました。これは、各市からの負担金が余剰したということで、この分を組合として、後年の負担金の計算において、負担金の軽減に活用していくという趣旨の御答弁をいただいております。そこで確認ですが、余剰となった約5600万円がどのように各市の負担金の軽減に活用されているのかを教えてくださいたいと思います。

2点目は、14ページ、15ページの火葬炉等修繕費に関わってお伺いをいたします。

火葬炉がフル稼働していることが、いただいた資料からもよく分かります。また、炉の老朽化も進んでいることが、先日、施設を視察させていただいて感じています。近い将来、炉の更新が必要になると思いますが、2040年頃が火葬炉の需要がピークになると予想されている中でどのような計画を持っているのか、確認をさせていただきたいと思います。

3点目、同じく14ページ、15ページの火葬業務についてお伺いをいたします。

日々毎日のように火葬炉を見守っている方をはじめ、常に人の死を身近にしている労働環境の中にある方のメンタルケアについてどのような対策や配慮を行っているのか、お伺いをいたします。

次に、ページが戻りますが、4ページの債務負担行為についてお伺いをいたします。

財務会計システム構築及び運用業務委託料が令和8年度から12年度の8月までの4年5か月で限度額319万円となっています。それに対し、来年度の予算は、この予算書には数字は出ていませんけれども、確認をしたところ423万5000円ということでした。ここの数字の関係がよく分かりませんので、理解できませんので、解説をお願いしたいと思います。

最後に、15ページに戻りますが、火葬棟管理運営経費の中の委託料で、火葬業務についてお伺いをいたします。

この委託は令和7年の5月までだと思っておりますが、その後の委託先はどのように決められるのでしょ

うか。同じく15ページ下段のその他の施設管理運営経費の中の委託料で管理業務委託ですが、これも今年の途中までの契約になります。その後の委託先はどのように決めるのか教えてください。また、このような契約案件はどういう形でこの組合議会に報告があるのか確認をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊切和人議員） 答弁を求めます。——事務局長。

〔村瀬知一事務局長 登壇〕

○村瀬知一事務局長 上田議員の御質疑にお答えいたします。

まずは令和5年度決算において不用額となった光熱水費予算約5600万円が、その後どのように各市の負担金の軽減に活用されているかについてお答えいたします。

令和5年度の光熱水費については、エネルギー価格の高騰を考慮した予算措置をしておりましたが、国の経済対策によって補填されたため、約5600万円の不用額が生じました。不用額のうち2500万円は令和6年度への繰越金となっており、残り3100万円は財政調整基金に繰り入れられております。基金への繰入れ分は四市負担金の平準化を見据えながら順次取り崩すこととしており、令和7年度には5款繰入金として1700万円を計上いたしました。残り1400万円につきましても、令和8年度以降に繰り入れることで四市負担金の軽減を図ってまいります。

次に、2040年頃火葬需要がピークになると予想される中で、火葬炉の更新についてどのような計画を持っているのかについてお答えいたします。

現在行っている大和斎場整備基本構想策定調査業務委託を基に、令和7年度には大和斎場施設整備計画の策定を予定しており、施設の延命化を図る上での火葬炉の更新を含め、組合と組織市で検討、協議してまいります。

次に、火葬業務等において、常に人の死を身近にしている労働環境にいる方のメンタルケアについてお答えいたします。

火葬業務をはじめ本斎場における組合職員、受託事業者の従事者は、業務内容を十分に理解し、使命感と責任感、また誇りを持って勤務しております。その上で、受託事業者は、他の職業と同様に、労働基準法、労働安全衛生法などの関係法令を遵守し、必要とするメンタルヘルスクアを行っているとの報告を受けております。

次に、財務会計システム構築及び運用業務委託の予算が令和7年度423万5000円であるのに対し、令和8年度から令和12年度に係る同業務の債務負担行為額が319万円であるのはなぜかについてお答えします。

財務会計システム構築及び運用業務委託において、初年度の令和7年度予算額は423万5000円となっており、システム開発に係る構築費用を含んでおります。令和8年度から令和12年度までの債務負担行為の限度額319万円は主に運用業務となることによるものです。

次に、火葬業務委託と管理業務委託の契約先をどのように決め、議会にはどのように報告されるのかについてお答えします。

火葬業務及び管理業務は、3年間の長期継続契約を予定しており、指名競争入札により業者を決定しております。決定した契約案件は他の契約同様、決算において議会に報告することとなっております。

○議長（熊切和人議員） ——8番、上田博之議員。

質問を許します。登壇の上、御発言ください。

〔8番（上田博之議員） 登壇〕

○8番（上田博之議員） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目についてですけれども、約5600万円が軽減に活用されていることはよく分かりましたが、このように不用額となった金額を、負担金の軽減に今回は3段階に分けて割り当てているということになりますけれども、この3段階にするとか、3段階を今回のように2500万円、1700万円、1400万円と振り分けることについては、組合執行部としてはどのようなレベルでの協議で調整をしたのか、確認をさせていただきたいと思います。

また、負担金の各種の比率を見ると、大和市が昨年よりも増えていて、綾瀬市が減っているわけですが、このようになったのは何が一番影響していることになるのか、教えていただきたいと思います。

2点目ですけれども、火葬炉等の更新の件であります。大和斎場施設整備計画はどのようなところに委託をするのかについてお伺いをいたします。

それは入札になるのか、随契になるのか、その予算は幾らなのか、分かっていたら教えていただきたいと思います。

また、火葬炉は2炉で1組となっているのを先日の視察のときに確認をしています。つまり、大和斎場には4組の炉があるわけですが、炉の更新は1組2炉ずつ行うことが想定されるのかどうか、併せて、そのとき残された炉は、1日現在3件の稼働をしているわけですが、4件を行うことができるのか、4件が可能であれば、現状と同じ1日24件を維持できることになるわけですが、この点で、できるのかできないのかの可能性についてお伺いしておきたいと思います。

3点目、働く方のメンタルケアについてですけれども、委託事業者についてのところでお伺いしますけれども、そこでは委託事業者が行っているということですが、安全配慮義務は雇用契約に限定されるものではなく、契約当事者が自主的な指揮監督関係にある場合、雇用関係がない委託契約や請負契約でも適用されるわけです。ですので、組合として一定の把握は必要だと考えます。どのようなメンタルケアを行っているのか、定期的にケアを行う体制なのか、それとも従業員からの随時申告に基づいて行っているのか、また、ケアを行うのはカウンセラーなどの専門職なのかどうか、また、その専門家は常勤の方なのか、または委託の方なのか、そういったことをどこまで把握されているのか、教えていただきたいと思います。

また、この点に関してどのような委託契約を結んでいるのかを確認しておきたいと思いますので、その条文などを御紹介くださいますようよろしくお願いいたします。

4点目ですけれども、債務負担行為についてですけれども、先ほどの説明を聞きますと、2年目以降において1年間にかかる費用ということで考えてみますと、319万円を4年と5か月、つまり53か月で割ると1か月約6万円となりますので、1年ではおおよそ72万円ぐらいという計算になりますが、それでよろしいのかどうか、お伺いいたします。

財務会計システム構築及び運用業務委託の内訳について御説明をお願いしたいと思います。

5点目ですけれども、火葬棟の管理運営経費の委託料の中の火葬業務についてですけれども、今回の指名競争入札では何者が参加する予定なのか、また、これまでの入札において落札者はどのように変更されてきたのか、この間の経過を確認させていただきたいと思います。

そして、今回の火葬業務や施設の管理委託業務が議決に付すべき議案でないことは、先ほどの御回答の中で理解をしたところですが、先ほどの答弁の中で述べられていると思うんですが、決定した契約案件は、他の契約同様、決算において議会に報告されるという理解でよろしいのかどうかを教えていただきたいと思います。

そして、最後にですけれども、今回の質疑を準備する過程で委託料や修繕費の内訳一覧などの資料を私のほうで請求をさせていただき、提供していただきました。それがなければ今回の質疑ができませんものもありました。これらのデータは斎場組合の事業を知る上で必須の資料だと認識いたしましたので、こうしたデータを議案資料として御提供いただきたいと思っていたところでもあります。そうしたところ、本日、全員協議会の前に卓上配付されておりました。次回以降、議案と同時にこうした資料を配付していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（熊切和人議員） 上田議員、席が違います。

答弁を求めます。——事務局長。

〔村瀬知一事務局長 登壇〕

○村瀬知一事務局長 上田議員の再度の御質疑にお答え申し上げます。

まずは令和5年度の決算における光熱水費予算の不用額5600万円を段階的に振り分ける調整はどのように行ったのかと、負担金の比率の変化には何が影響するのかについてお答えします。

今回の不用額の振り分けについては、組合と4市の担当部で組織する広域大和斎場組合事務連絡等協議会の場で、各市に諮り各市で検討の後、調整いたしました。また、各市の負担金割合は、広域大和斎場組合同約第12条第2項の規定に基づき、本組合の経費分賦について議会の議決を受けて定められております。

令和7年度の綾瀬市、大和市の負担比率が令和6年度より変化しているのはにつきましては、組織市の4市に占める火葬件数及び人口の比率が影響していることによるものでございます。

次に、大和斎場施設整備計画はどのようなところに委託するのかと、2040年頃、火葬需要がピークになると予想されている中で、火葬炉の更新についてどのような計画を持っているのかについてお答えします。

大和斎場施設整備計画は、本年度、大和斎場整備基本構想策定調査業務を担っている特定非営利活動法人日本環境斎苑協会に引き続き随意契約で行う予定で、予定額は330万円となっております。

大和斎場施設整備計画策定業務委託においては、火葬需要に合わせた施設整備や施設の延命化などを施設利用者への影響及び施設近隣住民への配慮を十分に踏まえ、火葬炉の運転に伴う1日当たりの火葬件数、また、附帯する施設の運用手法などを検討することとしております。

次に、先ほどの常に人の死を身近にしている労働環境についての関連として、受託事業者がどのようなメンタルケアを行っているのかと、組合として受託事業者のメンタルケアについてどこまで把握し、どのような委託契約を結んでいるのかについてお答えいたします。

本組合は、業務委託契約書においては、受託事業者の従事者の資格として「心身ともに健康なものとする」としております。各業務委託における受託事業者が行うメンタルヘルスケアにつきましては、関係諸法令を遵守し、適切に対応しているものと捉え、その詳細までを把握することとはしておりません。

人の死を忌むべきものと捉える価値観による職業差別がまだまだ社会に少数ある中、火葬業務従事者をはじめ本斎場で働く者は様々な機会でも職業蔑視や心ない侮蔑的な対応に触れることもあり、大変心を痛めております。そのようなことのない社会が醸成されることこそが望まれるところでございます。

次に、財務会計システム構築及び運用業務委託に係る年間費用についてお答え申し上げます。

令和7年度の423万5000円は、システム構築費用として385万円と運用業務費用の38万5000円でございます。令和8年度の93万5000円は、決算後に対応するための公会計プログラム部分を構築する費用

27万5000円と運用業務費用として年間66万円となっております。令和9年度から令和11年度は年間の運用業務費用は66万円でございます。令和12年度は、8月までの5か月間の運用業務費用は27万5000円でございます。

次に、火葬業務委託、管理業務委託の入札における指名業者数と、これまでの契約の相手先に変化はあるのかについて、また、決算における議会への報告をどのようにするのかについてお答え申し上げます。

指名競争入札参加者の指名は、広域大和斎場組合契約規則第25条において、参加できる資格を有する者のうちから原則として3人以上の者を指名しなければならないとされております。準用している大和市工事請負業者指名基準要綱では、設計金額3000万円以上の契約については、6業者から15業者を目安に指名することと規定しており、本組合では令和7年度の契約においてもこれを準用し、指名数を決定することとしております。

なお、これまでの火葬業務委託、管理業務委託においては、入札を行っておりますが、契約業者の変更はございません。

また、決算における議会への報告は、毎年度、歳入歳出決算書及び附属説明資料とともに配付している決算における主要な施策の成果の説明書をもって報告しております。

また、先ほど上田議員からの御質疑の中で、本日配付された資料について今後も配付するようとの御依頼がございましたが、今後の課題として捉え、十分に検討してまいりたいと考えます。

○議長（熊切和人議員） ほかに質疑はありませんか。——2番、星野 翔議員。

質問を許します。登壇の上、御発言ください。

〔2番（星野 翔議員） 登壇〕

○2番（星野 翔議員） 大和市議会議員の星野 翔です。通告に従いまして質疑を行います。

趣旨として、広域大和斎場組合における生活保護受給者等の火葬費用負担について、財政負担の実態、運用の現状、今後の課題まで確認し、市民負担の適正化や持続可能な運営の在り方を確認するため5点伺います。

1点目、年間の件数と財政負担について伺います。

生活保護受給者の火葬に関する年間件数について、直近の件数及び過去5年間の推移を教えてください。また、それに伴う費用総額及び組合の負担金に占める割合はどの程度でしょうか。

2点目、資格の確認について、生活保護受給者の火葬費用を公費で負担する際の審査及び確認の手続はどのように行われているでしょうか。

3、費用の適正化について、火葬費用や施設維持費の適正化、コスト削減のため、組合としてどのような取組を行っておりますか、また、今後の計画について教えてください。

4つ目、火葬後の遺骨管理及び埋葬費用について伺います。

火葬後の遺骨の受け取り状況について、特に独居の方の場合、どのような手続や対応が取られているでしょうか。

5点目、今後の課題と対策について、高齢化が進む中で、2040年に向け生活保護受給者の火葬件数は増加すると予想されますが、その見通しについてどのように分析していますか、また、それに対する組合の対応方針を教えてください。

以上です。

○議長（熊切和人議員） 答弁を求めます。——事務局長。

〔村瀬知一事務局長 登壇〕

○村瀬知一事務局長 星野議員の御質疑にお答えいたします。

まずは年間の件数と財政負担についてお答えいたします。

施設使用料収入ベースにおける年間火葬件数のうち、生活保護受給者をはじめとする免除件数と免除額、4市の負担金に対するその割合でございますが、令和元年度は、火葬件数5246件のうち免除件数310件、免除額385万円で負担金に占める割合は、1.60%となります。

令和2年度は、火葬件数5657件のうち免除件数288件、免除額344万円で負担金に占める割合は、1.44%となります。

令和3年度は、火葬件数6203件のうち免除件数310件、免除額374万円で負担金に占める割合は、1.52%となります。

令和4年度は、火葬件数6703件のうち免除件数386件、免除額473万5000円で負担金に占める割合は、1.91%となります。

令和5年度は、火葬件数6526件のうち免除件数343件、免除額390万7000円で負担金に占める割合は、1.19%となります。

令和6年度は、令和6年4月から令和7年1月までの暫定値で、火葬件数5420件のうち免除件数338件、免除額434万円で負担金に占める割合は、1.48%となります。

次に、免除資格の確認についてお答えいたします。

施設使用料の免除は、生活保護受給者で市民である故人及び組織市から生活保護を受給している故人を対象として、施設使用料免除申請書とともに提出される生活保護を支給している自治体が発行した生活保護受給証明書をもって確認しております。

次に、火葬費用や施設維持費のコスト削減についてお答えいたします。

現在、本斎場では施設のLED化を順次進めており、これに伴う消費電力量の縮減を図ることでコスト削減に努めております。今後の計画につきましては、令和7年度に策定する大和斎場施設整備計画の中で維持管理経費等について検討してまいります。

次に、火葬後の遺骨管理及び埋葬費用についてお答え申し上げます。

大和斎場条例第9条では、火葬炉を使用した者は、火葬終了後、直ちに焼骨を収骨し、引き取らなければならないとされております。火葬については葬祭事業者を介して行われており、遺骨は御遺族がいる場合には御遺族によって引き取られます。また、独居の方の場合は葬祭事業者が引き取ります。その後の埋葬に関することにつきましては、本斎場では把握しておりません。

次に、生活保護受給者の火葬に関わる今後の課題と対応策についてお答え申し上げます。

生活保護受給者の火葬件数については、今後も総件数のうち一定の割合があるものと捉え、適切に事務手続を行ってまいります。

○議長（熊切和人議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を経て採決してまいります。

日程第4、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（熊切和人議員） 起立全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（熊切和人議員） 日程第5、議案第2号、令和7年度広域大和斎場組合会計予算の討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 次に、賛成討論はありませんか。——2番、星野 翔議員。

登壇の上、御発言ください。

〔2番（星野 翔議員） 登壇〕

○2番（星野 翔議員） 大和市議会議員の星野 翔です。

ただいま議題となっております令和7年度斎場組合予算案に対し、賛成の立場で、意見、要望を付して討論させていただきます。

まず、生活保護制度は生活保護法より国民の最低限の生活を保障するためのものであり、葬祭費用についても同法第12条、第18条に基づき公費負担が認められています。また、火葬及び埋葬の取扱いについては、各自治体や組合が墓地、埋葬等に関する法律等に基づき、衛生面や公益性を確保しながら適正に管理する責務があります。斎場組合としての役割もこうした法令の趣旨を踏まえ、持続的かつ適切に運用することが求められています。そこで、近年、高齢化や生活困窮者の増加、さらには無縁化の問題が社会的な課題として顕在化しつつある中、組合運営の持続可能性と市民負担の適正化を両立するために、以下のとおり意見、要望を申し上げます。

1点目、費用の適正化と将来負担への対応として、生活保護法に基づく葬祭扶助によって火葬費が免除されることは、自治体による最後のセーフティーネットとして非常に重要な意義があります。しかし、高齢化や生活困窮者の増加に伴い、将来的には免除件数や費用の総額が増える可能性があります。特に令和7年度以降、死亡者や高齢者人口がピークを迎える2040年問題を視野に入れる必要があります。地方自治法第284条に基づく広域斎場組合として、複数の自治体の共同処理のメリットを最大限生かしながら、財政負担の見通しとコスト最適化を検討することが望まれます。

そこで、要望1として、負担増を想定した計画的コスト試算見直しとして、次年度に策定予定の整備計画だけでなく、中長期的な視点で火葬需要や免除件数の増加を見越した費用試算リスクシミュレーションを行い、構成市との協議をより綿密に進めていただきたいと思います。火葬設備の更新や燃料コストの抑制策、電力量縮減といった取組を総合的に検討し、無理なく持続可能な運営を図るよう要望いたします。

2点目に、他自治体や先進事例の比較研究として、費用の適正化の考え方が統一されていないとのことですが、全国には広域斎場や公営葬儀制度を運営する自治体が多数あります。それらの事例やノウハウを積極的に研究、導入し、葬儀費用、火葬料の減免運用や維持管理等の効率化など、より合理的な制度設計を実現することを求めます。

2つ目に、将来見通しと組合の運営方針として、2040年をピークとする死亡者数の増加は、厚生労働省の人口動態統計や各自治体の人口ビジョン等でも示唆されています。火葬炉の稼働率や施設の老朽化、組合全体の予算措置などに大きく関わる問題であり、分析が難しいからといって手を打たないのはリスクが大きいと考えます。地方自治法に基づく広域斎場組合は、構成市の連携によって効率的かつ合理的なサービスを提供する目的で設置されています。その趣旨を踏まえ、今後、需要増にどう対応できるのか、また、財政的な負担をどのように分析するのかを早期に検討していく必要があります。

そこで要望として、中長期的な需要予測シナリオ設定として、生活保護受給者の火葬件数の分析は困難とのことですが、例えば総死亡者数を一定の前提で試算し、生活保護受給率が同水準の場合にはどの程度の免除が見込まれるかなど、シナリオを立てることは可能だと考えています。過度な精密な試算でなくても構いませんので、将来の火葬需要と負担金の増加見通しを概算し、構成市、構成組合議員と共有する仕組みをつくっていただきたいと思います。

要望2つ目として、構成市の福祉部局、財政部局との定期協議として、生活保護受給者の将来的な推移や葬祭扶助の運用については、各市の福祉部局が詳細な情報を持っています。生活保護受給者の将来的な推移や葬祭扶助の運用については、組合が安定して運営されるためには、地方自治体や生活保護法の枠内で関係部局と定期的な意見交換、情報共有を行い、財政計画にも反映するよう要望いたします。

結びとして、広域的な視点で火葬場を運営することはそれぞれの構成市にとって合理的であり、住民サービスの公平性を確保する上でも重要です。今後、高齢者や生活困窮者が増加する見通しの中、生活保護法や墓地、埋葬法などの関係法令の趣旨を踏まえ、構成市との連携をつくりながら、持続可能な火葬、埋葬体制を整えていただくよう強く要望いたします。

令和7年度予算については、これらの取組、検討を進めていただくことを前提に賛成し、将来に向けた財政リスクの軽減と持続可能な体制維持に向けて取組をしていただくことをお願いしたいと思います。我々公共セクターの運営原資は、過去、現在、未来に生きる市民の税金であり、最大限税金の使い方を効率化し、説明責任を果たすことが求められることを、市民から負託されている我々議員としての使命であることを忘れてはならないと思います。

以上をもちまして、大和市議会議員星野 翔の賛成討論を終わります。

○議長（熊切和人議員） 次に、反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊切和人議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和7年度広域大和斎場組合会計予算を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（熊切和人議員） 起立全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊切和人議員） 以上をもちまして、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

た。よって令和7年広域大和斎場組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時08分 閉会

上記会議のてんまつを記し、その相違ないことを証するために署名する。

広域大和斎場組合議会

議 長 熊 切 和 人

署名議員 吉 澤 弘

〃 町 田 零 二